

ここにちは 在宅介護支援センター です

◆来所・有線電話相談
月曜日～金曜日 8:30～17:00
有線 8200

◆電話相談（24時間対応）
電話 62-8200
尚、お急ぎでない方は、出来るだけ平日の昼間にお願いします。

おむつ代や介護保険サービス利用料が戻ってくるってホント??

そろそろ確定申告の時期ですね。皆さんは、おむつ代や介護保険サービス利用料が『医療費控除』の対象になることをご存知ですか?今月は、介護に関わる医療費控除についてお話しします。

◇医療費控除って何?

お医者さんにかかる医療費や介護保険を受けたサービスの自己負担金、おむつ代等の合計が1年間で10万円を越えた場合、確定申告で税金の還付が受けられる制度です。

◇介護保険サービス全部が対象になるの?

残念ながら、全てが対象になる訳ではありません。対象になる介護保険サービスは以下の通りです。

★施設（入所）サービス

- *特別養護老人ホーム（恋月荘、紅林荘等）
入所利用料の1割自己負担金+食費の自己負担金（食事材料費）
の2分の1の金額
- *老人保健施設（あららぎ等）と療養型医療施設（小池医院等）
入所利用料の1割自己負担金+食費の自己負担金（食事材料費）

★在宅（居宅）サービス

- ①. 訪問看護
 - ②. 訪問リハビリテーション
 - ③. 居宅療養管理指導
 - ④. 通所リハビリテーション（デイケア）
 - ⑤. 短期入所療養介護（あららぎ、小池医院等の医療系施設のショートステイ）
 - ⑥. ①～⑤のサービス及び訪問診察、医療保険対象の訪問看護を受けられている場合
 - *訪問介護（身体介護のみ）
 - *訪問入浴介護
 - *通所介護（デイサービス）
 - *短期入所生活介護（社協、恋月荘等の福祉系施設のショートステイ）
- （注） 社協、老人ホーム等の福祉サービスのみの利用の場合は、対象となりませんのでご注意ください！

※上記利用料の1割自己負担分が対象となります。

◇おむつ代の場合は?

お医者さんが発行した「オムツ使用証明書」+「領収書（“使用者名”と“大人用紙オムツ代”と記入されているもの）」が必要です。「オムツ使用証明書」は、「6ヶ月以上にわたり寝たきりの状態」であることをお医者さんが証明してくれるもので、基本的に証明された日以降が有効となるようです。

★初回（1年目）

オムツ使用証明書（主治医が記載） 料金：1050円

★2回目（2年目）以降

オムツ使用証明書 または

主治医意見書（障害老人の日常生活自立度のB1～C2十尿失禁） 料金：300円 → 役場介護高齢者係へ。

※おむつの使用を証明したい年に書かれたものに限る。

★住民税非課税世帯の場合

在宅療養をする要介護4～5の方を対象に、年額75000円を上限に支給されます。→ 役場介護高齢者係へ。